

平成 26 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 駒澤 孝次
(JASDAQ・コード2724)
問い合わせ先 専務取締役 野瀬 有孝
電 話 番 号 03-3289-6651 (代表)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

平成 25 年 7 月 10 日「控訴の提起に関するお知らせ」にて開示いたしました訴訟について、係争中でありましたが、下記のとおり、本日、和解が成立し解決に至りましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

本件事件は、平成 23 年 8 月 22 日「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしました通り、当社の認識していない保証債務 6 億 7998 万 3311 円について、原告リカーショップ株式会社（旧商号：インターサービス株式会社）より保証債務履行請求の訴えを提起されたものであります。

当社は、約 2 年間にわたり、本件保証債務は当社の取締役会にて決議されておらず、本件保証債務履行請求の理由は存在しない旨を中心に主張してまいりました。しかしながら、平成 25 年 6 月 27 日開示「訴訟の判決に関するお知らせ」の通り、平成 25 年 6 月 25 日の東京地方裁判所における判決は、保証債務額 6 億 7971 万 6962 円及びこれに対する平成 20 年 11 月 8 日から支払済みまで年 15%の割合による金員（本日現在では合計するとおおよそ 11 億 5200 万円）を支払えという内容であり、原告の主張を全面的に容認するものであります。当社としては、本判決は承服しがたいものでありますので、平成 25 年 7 月 10 日開示「控訴の提起に関するお知らせ」の通り、東京高等裁判所に控訴しておりました。しかしながら、このまま訴訟を継続することは会社再建の妨げとなるため、同時に和解に向けた交渉も行っておりました。当社は、和解額 3 億 5 千万円を上限に、原告リカーショップ株式会社及びリカーショップ株式会社から保証債務により担保されている貸金債権を譲り受け当該訴訟に承継参加した合同会社エコと和解を行うための協議を続けてまいりましたが、この度、和解額 2 億 5 千万円で和解する決断をいたしました。これを受けまして、本日、東京高等裁判所の斡旋により、訴訟上の和解が成立することとなりました。

2. 和解の内容

当社は、承継参加人合同会社エコに対し、平成 26 年 3 月末日までに金 2 億 5 千万円を支払う。

3. 今後の見通し

当社は、3 億 5 千万円の訴訟損失引当金を計上しているため、当該和解により特別利益として引当金戻入額 1 億円が発生し、債務超過額が 1 億円減少する予定であります。確定次第、改めてお知らせいたします。

また、当社にとって当該和解は保証債務の支払いについての和解であり、当然、主債務者に対し和解額の請求を行い、支払いを求めてまいります。

以 上